

有害ごみ



出し方



- ◎袋に「有害」と標記してください。
- ◎リチウムイオン電池等の充電式電池を出す場合は、テープ等で絶縁処理をしてください。

有害ごみの出し方と注意点

- 水銀などの有害物を含むもの（体温計、鏡、電池など）が対象です。
- 蛍光灯はリクエスト収集へお申し込みください。
- 鏡台、姿見などの大きなものはリクエスト収集へお申し込みください。
- 透明、半透明の袋に入れて「有害」と表記してください。
- 自動車、バイク等のバッテリーは対象外です。

充電式電池について

- ◎リチウムイオン電池等の充電式電池（モバイルバッテリー、コードレス家電製品の付属品含む）は、そのままごみとして出すと、火災等事故の原因となります。
- ◎充電式電池は、電気店などのリサイクルボックスをご利用いただくか、端子部分にテープを貼るなど絶縁処理をして、有害ごみとして出してください。
- ◎コードレスの家電製品に付属している充電式電池は、取り外せる場合は絶縁処理をして有害ごみとして出してください。外せない場合は、小型家電としてそのまま出してください。

プリンターのインクについて

- ◎プリンターのインクはメーカーが自主回収し、再利用されています。ごみとして出すのではなく、メーカー回収にご協力ください。



蛍光灯・粗大ごみ (リクエスト収集)



リクエスト収集 受付電話番号

- 令和7年5月2日まで：
0743-64-5600
令和7年5月7日以降：
0743-85-7555



粗大ごみの対象物

- 45㍑のごみ袋に入らないもの、重さで袋が耐え切れないものは、粗大ごみとなります。
- 区分がわからない場合は、P17からの「ごみ分別一覧」をご覧ください。
- 蛍光灯は、有害ごみや燃やせないごみではなく、リクエスト収集をご利用ください。
- リクエスト収集は、粗大ごみは月に1回5点まで、蛍光灯は月に1回10本までご利用いただけます。

リクエスト収集とは？

- ◎大きなごみや割れやすい蛍光灯は、通常のごみで出すことはできません。そういうものは、リクエスト収集の依頼をいただき、戸別に収集を行います。
- ◎お引越しなどに伴うごみは、収集できません。ご自身で処理施設にお持ちください。